

法務府令
大蔵省令 第 号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、
特定商社財産の管理に関する省令の一部を改正する命令を次のように定める。

昭和二十四年十二月 日

法務総裁 殖田俊吉
大蔵大臣 池田勇人

特定商社財産の管理に関する省令の一部を改正する命令

特定商社財産の管理に関する省令（昭和二十一年大蔵省令第六号）の一部を次のように改正す
る。

第十一條の三中「連合国最高司令官」を「大蔵大臣」に改める。

附則

この命令は、公布の日から施行する。



公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、

国会の議決を求めらるるの件 二四二二四 内閣官房

理由

(原案)

昭和二十四年十二月二日、公共企業体仲裁委員会が、國鉄労働組合の申請にかかる賃金ベース改訂の問題に關して下した裁定は、公共企業体労働関係法第十六條第一項に該當するので、同條第二項の規定により、國會に付議する必要があるからである。

(改訂第一案)

昭和二十四年十二月二日、公共企業体仲裁委員会が、國鉄労働組合の申請にかかる賃金ベース改訂の問題に關して下した裁定は、公共企業体労働関係法第十六條第一項に該當し、國鉄の予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とする裁定であり、政府を拘束するものではないか、同條第二項の規定により、國會に付議する必要があるからである。

(改訂第二案)

昭和二十四年十二月二日、公共企業体仲裁委員会が、國鉄労働組合の申請にかかる賃金ベース改訂の問題に關して下した裁定は、公共企業体労働関係法第十六條第一項に該當し、國鉄の予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とする裁定であり、政府は、これを拒否したいと思ふ。「右につき」同條第二項の規定により、國會に付議する必要があるからである。

裏面白紙

（改訂第三案）

昭和二十七年十二月二日、公共企業体仲務委員会が、国鉄労働組合の申請にかがが官令ベース改訂の照会を以て下した決定は、公共企業体労働関係法第十六條第一項に該当し、国鉄の予算に及ばず資金に不可能な資金の支出を内容とする決定であり、政府は十二月支給の三十億円のうち、国鉄予算及資金の繰上により今後可能となるものを生じた場合その配分を監査、剰余はこれを拒否したいと思ふ。」

「右につき」同條第二項の規定により、国会に付議する必要があるからである。

裏面白紙

閣議了解

二四年十二月十三日

国鉄仲裁に肉する件

一 今回向衆議院に提出した国鉄仲裁々定は付議の時期におききは、全額公共企業体労働関係法第十六条第三項の「予算上資金上不可能なる決算を内容とするもの」と認めらる

二 今后に於て財源を見出し得た場合はこれを裁定によるものとするか全く別当のものとするかは政府の選択による

総理 應